盛岡広域振興局長告示第29号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在 地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年3月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

F	事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
=			変更前	変更後	文文十月日
03	310100821	福寿の森本宮訪問介護ス テーション	盛岡市本宮字宮沢55番地5	盛岡市本宮六丁目1番48号	平成23年2月21日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
尹未川留り 		変更前	変更後	多 文 千 月 日
0310100821	福寿の森本宮訪問介護ス テーション	盛岡市本宮字宮沢55番地5	盛岡市本宮六丁目1番48号	平成23年2月21日